

第63回

「知つて得する？」社労士の独り言

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢

教育訓練休暇給付金の概要



令和7年10月1日から実施された教育訓練休暇給付金は、労働者が離職することなく教育訓練に専念するため、自発的に就業規則等に基づき連続した30日以上の休暇（1年を限度）を事業主と合意後に取得して仕事から離れる場合、失業給付（基本手当）に相当する給付として、賃金の一一定割合を支給することで訓練・休暇期間中の生活費を保障する制度です。

支給要件	内 容											
対象者	*雇用保険の一般被保険者で在職中の方 ①休暇開始前2年間に12か月以上の被保険者期間があること ②休暇開始前に5年以上雇用保険に加入している期間があること *就業規則や労働協約等に規定された休暇制度を自発的に取得することを希望し、事業主の承認を得て30日以上連続した無給の休暇（1年が限度）を取得すること											
支給時期	教育訓練休暇の開始日から起算して30日ごと、職安で認定を受けた後に支給											
給付額	離職した場合の基本手当（いわゆる失業手当）と同じ日額 （賃金や年齢に応じて決定され、上限・下限があります）											
給付日数	雇用保険の被保険者であった期間（加入期間）に応じて、最大150日 <table border="1"> <tr> <td>加入期間</td> <td>5年以上10年未満</td> <td>10年以上20年未満</td> <td>20年以上</td> </tr> <tr> <td>所定給付日数</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>150日</td> </tr> </table>				加入期間	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	所定給付日数	90日	120日	150日
加入期間	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上									
所定給付日数	90日	120日	150日									
留意点 / 労働者	*教育訓練休暇給付金を受給した場合、被保険者期間はリセットされます *社会保険加入の方は休暇中の社会保険料の支払いが必要です											
留意点 / 事業主	*解雇等を予定している労働者について虚偽の届出を行った場合、罰則の対象となります *職安から交付された書類は、速やかに対象労働者に交付すること *社会保険加入の方の休暇中の社会保険料の支払いが必要です											
対象講座	*学校教育法に基づく大学、大学院、短大、高専、専修学校又は各種学校 *教育訓練給付金の指定講座を有する法人等が提供する教育訓練等 *職業に関する教育訓練として職業安定局長が定めるもの (司法修習、語学留学、海外大学院での修士号の取得等)											

【就業規則の規定例など】… 教育訓練休暇制度に関する一般的なポイント

制度の目的と方針：どのような人材育成を目指すのか、なぜ教育訓練休暇を設けるのかなど

*自発的に取得する教育訓練休暇であることを明示することが必要です

制度の内容：対象の訓練、休暇の対象者、期間、出欠・賞与・退職金の扱い、無給であることなど

*雇用保険の加入期間が5年以上の一般被保険者を含めた対象者を明示することが必要です

*少なくとも連続して30日以上取得できる休暇であることを明示することが必要です

*休暇を出勤扱いとする場合は、無休の休暇であることを明示することが必要です

申請・承認方法：事前承認制、上司・人事部の承認が必要などの社内ルールの整備など

就業規則などの整備・周知：新しい休暇制度を導入するには、就業規則に休暇の内容を明文化して労働者に周知し、労働基準監督署へ届出ることが法律で定められています

※業務命令ではない教育訓練に利用できる無給の休暇制度とは、教育訓練に使途を限定せず、使途を定めない休暇制度で教育訓練に利用可能であればサバティカル休暇制度等であっても差し支えありません。

※常時雇用する労働者が10人未満で就業規則の作成・監督署への届出義務がない事業所の場合は、就業規則を作成し教育訓練休暇制度を設けて周知したことを、事業主と労働組合等の労働者代表が申立書を作成し、就業規則と一緒に提出すれば就業規則の代替とすることができます。

教育訓練休暇の導入は必須ではありませんが、事業所の将来を見据えて、スキルアップやリ・スクリーニングに取り組もうとしている従業員の方の教育訓練や資格取得を応援するため、導入を検討されてはいかがでしょうか。

出典：厚生労働省のホームページ

支給要件や手続の流れ等の詳細は下記「教育訓練休暇給付金 | 厚生労働省」をご確認ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/kouyou/koyouhoken/kyukakyufukin.html